

“Black Codes”の歴史的意義

本 田 創 造

1

南北戦争 Civil War をアメリカ第2のブルジョア民主主義革命とみるならば、¹⁾ いわゆる南部の再建 Reconstruction は、当然、南北戦争期にぞくするし、かつてマルクスもエンゲルス宛の手紙(1866年4月23日)のなかで指摘しているように、内戦の局面ののちにやってきた「真の革命の局面²⁾」として、南北戦争そのものの重要な1段階を画する。

ここで、マルクスが「真の革命の局面」とよんだものは、世界のブルジョア民主主義革命の多くの例にみるように、この場合も、土地問題を基底にもった階級斗争を核として展開された。したがって、この階級斗争の総過程とその帰結が南北戦争の歴史的意義——その本質と基本的性格を規定するひとつの重要なモメントであった。アメリカ史の事実こそくして、歴史具体的にいうならば、問題はつぎのように提起することができるであろう。すなわち、南北戦争前の南部——いわゆる Ante-Bellum South に存在し、かつ当時の南部をしてまさに「南部」たらしめていた「プランテーション奴隷制的所有³⁾」は、内戦ならびにそれにつづく時期のはげしい階級斗争をつうじて、現実にとどのように解体・変容し、それが戦後のあたらしい歴史的条件のもとでどのように再編成されていったか、また、そこでの基本的な階級関係はどのようなものであったか、と。

本稿では、このような問題提起を、将来解決せらるべき課題として念頭におきながら、内戦直後の1865~66年の時期に、南部諸州でひろく制定された、いわゆる“Black Codes”をとりあげ、その歴史的吟味をおこなうことによって、これらの問題を解明してゆくためのひとつの予備的作業にしたい。

ところで、戦争終結直後のこの時期は、“Reactionary Holiday⁴⁾”という表現に端的にしめされているように、リンカン大統領の突然の死(1865年4月14日)によって、当時副大統領の地位にあったアンドリュー・ジョンソンが大統領に就任し、かれのイニシアティブのもとで、すでに獲得されていた内戦の成果が南部でひとつひとつその実をそこなわれつつあるかにみえた反動攻勢の時期で、いわば革命の端境期にも似た様相を呈していた。事態のなりゆきを心配したマルクスがエンゲルス宛に「ジョンソンの政策は、ぼくに不安を感じさせる。……反動がすでにアメリカではじまっている。そして、いままでのだらしなさが早急にとまらないときは、それはまもなく非常に強大となるであろう⁵⁾」とかき送ったのは、このときのことである(1865年6月24日)。これにたいして、エンゲルスも、つぎのような返事をかいている。「ぼくもジョンソンの政策が、ますます気にくわない。かれの黒人ぎらいはますます猛烈になり、南部の旧大名たちに、いっさいの権力を手ばなしている。このまますすんだら、6ヵ月のうちには分離派の泥棒どもが、みなワシントンの議席をしめることになるだろう。黒人に参政権があたえられなければ、まったくなにもできない。しかも、その決定

1) 南北戦争にたいするこのような規定については、異論もあるであろう。この点にかんしては、拙著『アメリカ南部奴隷制社会の経済構造』(岩波書店、昭和39年)第1章、ならびに拙稿「南北戦争解釈の1考察」(『経済研究』第15巻第4号)参照。

2) マルクス=エンゲルス選集、補巻I、『アメリカ問題』(大月書店)343頁。

3) 前掲拙著、第4章第4節参照。

4) Allen, James S., *Reconstruction: The Battle for Democracy*, pp. 56~57.

5) 前掲『アメリカ問題』341頁。

をジョンソンは、敗北者——旧奴隷所有者たちにまかせているのだ⁶⁾」(1865年5月7日)と。しかし、歴史の歯車を逆行させようとするこうした事態が、なんの抵抗もうけることなしに進行するはずはない。この同じ手紙のなかで、エンゲルスがつづけて指摘しているように、「事態が旧奴隷所有者階級の想像とはちがった発展をするだろうということも考慮に入れておかねばない」ことは重要である。

じじつ、その年の12月に国会がひらかれると、やがて歴史は、ここでエンゲルスが指摘した方向にむかって大きく動きだした。すなわち、「戦争ののちに、剣によってたおしたものを法によって拒絶し、政治的再建と社会的再生という難事業」(国際労働者協会のジョンソン大統領宛の挨拶)が開始され、まさに「真の革命の局面」が展開されることになる。そういう意味で、マルクスがいった「真の革命の局面」を準備し、よびおこしたのが、ほかならぬジョンソンのこの“Reactionary Holiday”であったともいえるのである。いわゆる“Black Codes”は、こうした反動の時流を集中的に体现するものとして、この時期に南部諸州でひろく制定された。

2

わが国で「黒人法」とよばれているこの“Black Codes”(もしくは“Black Laws”)は、黒人にかんする単一の独立した法律ではなくて、ごく一般的には、当時、南部諸州で「浮浪者」“vagrant”や「徒弟」“apprentice”や「契約労働」“contract labor”や「犯罪」“crime”や「所有権」“property rights”や「市民権」“civil rights”等々の事項にかんし、これらについて州議会が定めた個々の法律の総称である。したがって、純粋に法律論的見地からみれば、これを「黒人法」とよぶことは必ずしも厳密な用法といえないかもしれないが、げんにそのように総称されているのは、これらの法律があくまでも内戦とくに奴隷解放令 Emancipation Proclamation によって、奴隷身分から解放された黒人——いわゆる解放黒人 freedmen を対象にして制定されたためである。

ひとくちに“Black Codes”といっても、各州

6) 同上, 342頁。

によってある程度ニュアンスを異にするが、概して、それは、かつての奴隷制時代の諸法律とくに黒人奴隷の取締規則であった「奴隷法」“Slave Codes”, 同じく奴隷制度のもとにおける自由黒人 free negroes にたいする諸法律、それに南部ばかりでなく北部にも存在していた「浮浪者取締法」“vagrancy laws”や「徒弟法」“apprentice laws”などを骨子とし、これらをあたらしい条件のもとで解放黒人に適用するために修正・加工してつくられたものであった。⁷⁾ 一般に、“Black Codes”はニグロの血が8分の1以上血管のなかを流れているとみとめられた人間を“persons of color”と規定し、かれらをはっきりと白人から区別したが、⁸⁾ この“persons of color”つまり黒人にたいする規制や制限は各州によって差があり、ミシシッピ、ルイジアナ、サウス・カロライナなどの諸州のものが、もっともきびしかった。

“Black Codes”制定の精神は、ミシシッピ州のハンフリーズ知事 B. G. Humphreys が、1865年11月20日に州議会におくったメッセージのなかによりよくしめされている。かれは、まず、400万余の奴隷の突然の解放がミシシッピ州にきわめて甚大な問題を提起し、その適切な解決が「われわれ、ならびにわれわれの子どもたちの希望と将来の繁栄と福祉を左右する」ことの重大さを強調したあと、同州が奴隷制度の廃止にふみきったのは「連邦軍の武力による圧力」と「アフリカ人奴隷にたいする世のあやまった同情」のために、やむをえずやったのだという事情をあきらかにし、いまや「黒人は、われわれが好むと好まざるとにかかわらず、自由である。われわれは、この事実

7) Fleming, Walter L., *The Sequel of Appomattox*, p. 94.

8) Simkins, Francis B., *A History of the South*, p. 267. Cf. Fleming, Walter L., ed., *Documentary History of Reconstruction*, pp. 273~314.

なお、ほとんどすべての州において、「黒人の血」の混入度を基準にして“persons of color”つまり「黒人」を規定しているが、サウス・カロライナ州の場合は、反対に「白人の血」の濃度を基準にして「白人」を規定することによって「黒人」を区別している。すなわち、“Caucasian blood”が8分の7以上混入している“person of color”の子孫は“white person”とみなす、というようなかわった規定である。Cf. Wesley, Charles H., *Negro Labor in the United States*, pp. 119~120.

を今後ともみとめなければならぬ。だが、自由になること、それは黒人を市民にすることでもなければ、また、かれらに白人と同等の社会的・政治的資格をあたえることでもない」と、はっきりといきっているのである。⁹⁾ こうしたことは、ミシシッピ州だけにみられたのではなく、たとえばサウス・カロライナ州の憲法制定会議でも、ペリイ知事 B. F. Perry が「これは白人の政府であり、白人だけを目的としたものである。合衆国最高裁判所は、黒人は連邦憲法のもとでアメリカ市民ではないとの決定をくだしている」と堂々と開会演説でのべているし、¹⁰⁾ またアラバマ州のパットン知事 R. M. Patton も同様に「われわれの政府は政治的にも社会的にも白人の政府である」といっている。¹¹⁾ そればかりではない。ジョンソン大統領じしんが、「わが国は白人のための国である。私が大統領であるかぎり、神かけて、わが政府は白人のためのものである」とのべたと、シンシナティの当時の新聞は、この部分をわざわざイタリックにして報じているほどである。¹²⁾ こうした風潮からみれば、フロリダ州のあるプランターが、「奴隷解放令によって黒人奴隷は自由の身になったと宣言されても、黒ん坊はどっちみち奴隷同然だ¹³⁾」と公言したとしても別に不思議はない。

サウス・カロライナ州の“Black Codes”を編纂したある同時代は、その前文のなかで、南部白人と解放黒人にかんして、こうもいっている。「かれら(南部白人と解放黒人)は、別々のはっきりと区別された人種である。すなわち前者は人類のなかでもっとも高級かつ貴い人種、後者はもっとも低級かつ賤しい人種である¹⁴⁾」と。こうして、黒人は、たとえ奴隷身分から解放されたとはいっても、南部人にとっては、当時南部の事情を直接調査したカール・シュルツ Carl Schulz がいみじ

くものべているように、依然として「白人のために綿花や米や砂糖を栽培するとくべつのも special object¹⁵⁾」(傍点は筆者)にすぎなかったのである。

ここには、あらたに解放された黒人にたいする南部の旧奴隷所有者階級の黒人観が見事に露呈されている。“Black Codes”は、まさしくそのような黒人観にささえられて、かれらが実質的な奴隷制度をこの時期になんとかして復活しようとした試みの具体的なあらわれであった。したがって、さきのミシシッピ州の例にみるように、旧南部連合諸州による憲法修正第13条(奴隷制度廃止の条項)の承認も、じつは「政治上の方策」にすぎななかつた。こうした事情のもとでは、契約労働をとりあつかったサウス・カロライナ州の法律が、そのなかで黒人を“servants”,そしてかれらを雇った契約主を“masters”とよんでいるのは、¹⁶⁾ いとも自然な表明であったといえよう。反対に、乗車をとりあつかったミシシッピ州の法律が、「メイドとして女主人につきそって旅をする場合以外は」とわざわざことわって、いかなる黒人も白人用の「1等車の客」になることはできない、もしこれに違反したときは「軽犯罪として50ドル以上500ドル未満の罰金、それができぬときは投獄せらるべし」と規定しているのは、¹⁷⁾ むしろこっけいな感じさえあたえている。(しかし、ついでに言えば、これが、こんにちの“Jim Crow” lawのはじまりといわれる。)

3

州による内容上の異同、規制や制限の程度の差はあるにしても、概観的に一般化していえば、“Black Codes”のもとでは、黒人と白人とのあいだの結婚はきびしく禁じられ、黒人には当時の一般的ならわしであった武器の携行がみとめられず、また夜間外出も制限された。投票はもとより、陪審員になることもできなかつた。裁判で証人にな

9) Fleming, ed., *Documentary History*..., p. 251.

10) Aptheker, H., *To be Free: Studies in American Negro History*, p. 137.

11) Fleming, *Civil War and Reconstruction in Alabama*, p. 365.

12) Mckitrick, Eric L., *Andrew Johnson and Reconstruction*, p. 184.

13) Apteker, *Reconstruction*, p. 57.

14) Hacker, Louis M., ed, *The Shaping of the American Tradition*, vol. II, p. 629.,

15) Hart, Albert B., *American History Told by Contemporaries*., vol. IV, p. 453.

16) Fleming, ed., *Documentary History*..., pp. 296~305.

17) *Ibid.*, p. 281.

ることはできても、それは黒人が関係した事件にかぎられた。黒人の土地所有は大巾に制限され、移動の自由、また農業や奴僕以外の職業につく自由もみとめられなかった。白人はたいした理由もなく黒人を逮捕し、ときにむち打つこともでき、さらには労働契約を破って逃げだした黒人を射殺してもべつに罪にはとわれなかった。黒人にアルコール飲料を売ることを禁じたばかりでなく、黒人がそれを買うことを禁じた州もあった。

しかし、こうした規制や制限もそれをつくりだした南部の白人にとっては、ミシシッピ州のある法律がいみじくも『ミシシッピ州における解放黒人の市民的諸権利』“Civil Rights of Freedmen in Mississippi”とよばれているように、¹⁸⁾解放された黒人に奴隷制時代にはおよびもつかなかった種々の「権利」を付与するものと考えられ、事実そうしたものとして法文化されている。いまや黒人は、“Black Codes”のもとで、白人と同様、法の適用対象になるという「人間的権利」をあたえられることになっているのである。たとえば、いま、ひきあいにしたミシシッピ州のこの法律は11項からなっているが、そのなかで婚姻をとりあつかった第2項と第3項では、まず「…すべての解放黒人・自由黒人・混血黒人(以下、黒人と訳す)は、白人の法律に定められたのと同じ方法と同じ規定にのっとって、互いに結婚できる」(第2項)ことがみとめられ、しかし、つづいて「…いかなる黒人も白人と結婚することは違法であり、また白人が黒人と結婚することも違法である。そして、そのような違法結婚をするものは重罪の咎により終身投獄される」(第3項)といった具合であった。こうした情況は、私が本稿でしばしば引用した *Documentary History of Reconstruction* の編者、フレミングの表現によれば、「一般に白人にかんする諸法律が、黒人にもあたえられた。そのさい、ときに多少の修正がほどこされたのである¹⁹⁾」というよな説明になっているのである。

だが、なんといっても、“Black Codes”のかなめは、旧奴隷所有者＝プランターが、解放黒人を

実質的にかつてのような奴隷労働に服せしめ、そうした労働力としてかれらを維持し確保するために巧みに定めた種々の関係法規にあるのであって、以上みられるような社会的・政治的もしくは市民的諸規制も、じつはそのような経済的要因を基礎にして、全体としてその実効をあげんがためのものであった。以下、具体的にこれらの関係法規にてらして、その定めるところを若干みてみよう。

たとえば、「浮浪者」をとりあつかったミシシッピ州の法律は、1866年1月の第2月曜日以降、正当な職業や仕事についていないもの、もしくは昼夜にかかわらず不法にたむろしているすべての解放黒人・自由黒人・混血黒人、ならびにかれらと一緒に不法に集っている白人、また黒人と常時平等につきあいをしている白人、もしくはかれらと不義、私通して生活している白人は、すべてこれを「浮浪者」“vagrants”とみなし、そうしたものにたいする罰則として罰金、投獄を規定しているが、罰金を支払えない黒人にたいしては、それを代りに支払ってくれるものならだれであろうとそのものに雇われ賃労働に服さなければならぬことを定めている。そのさい、雇主は賃銀からすでに支払った罰金に相当する額をさしひき、もしくは留保することができた。²⁰⁾また、同じミシシッピ州の「徒弟」をとりあつかった法律によれば、郡の保安官や治安判事は、1月と6月に、つまり年に2回、自己の所管にかかる地域にいる18才未満の黒人孤児、またはその両親が扶養の能力がないか、あるいは扶養しようとしなない黒人未成年者について、裁判所に報告書を提出しなければならず、この報告書にもとづいて裁判所はこれらの黒人たちをだれか適当なひとのもとで「徒弟」としてつとめさせるよう義務づけられていた。こうして「徒弟」となった黒人にたいしては、野蛮な非人道的な罰はいかなる場合も許されないとしながらも「主人」(もしくは「女主人」)は、父親や後見人がその子どもや被後見人に課すことができるのと同じよるな「適当な体罰」を課す権限をあたえられた。²¹⁾「徒弟」が「主人」の承諾なしに仕事を

18) *Ibid.*, pp. 286~290.

19) *Ibid.*, p. 243.

20) *Ibid.*, pp. 284~285.

21) *Ibid.*, pp. 282~283.

放棄して去った場合には、もちろん、かれは追跡、逮捕されて「主人」のもとに連行され再びもとの仕事に服さなければならなかったが、それを拒否すれば投獄された。

ルイジアナ州の労働をとりあつかった法律では、農業労働者として雇われているものは、すべて毎年1月10日までのあいだに労働契約を結ばなければならず、そのさい労働契約は治安判事と2人の証人のまえで文書で作成し、こうしてつくられた契約の内容は労働者に読んできかせられたうえ、厳密に履行されねばならなかった。労働者には雇主をえらぶ自由はみとめられていたが、いったん雇用関係ができたならば、契約が完了するまでその仕事からはなれることは罰則をもって禁じられた。農業労働者が病気になれば、賃銀は働かなかったぶんだけさしひかれ、故意に病気をよそおったり、あたえられた仕事をこぼんだりした場合には、やらなかったぶんの2倍の額にあたる賃銀がけずられた。仕事を3日以上こぼみつづけると、今度は無償の道路工事や堀割工事に強制的に従事させられた。仕事は、雇主の命令通り実施しなければならず、家畜や農機具を損傷したときもそれ相当の賃銀が削減された。無断で家をあけたり、仲間同志で喧嘩をしたり、主人のまえでみだらな言葉をつかったり……、すべてこうしたことは「不服従」とみなされ、どの「不服従」についても罰金が課せられた。²²⁾ 契約労働にかんするルイジアナ州のこの法律は、文字のうえでとくに黒人だけを取りあげてはいないが、当時の状況のもとではそれが解放黒人を対象にしてつくられたことはあきらかである。

サウス・カロライナ州では、浮浪者にかんする規定はきわめて多岐にわたり、その条文もことのほか長い。すなわち、ここでは、一定のはっきりした居住地のないもの、正当でちゃんとした職業についていないもの、明白な生活手段をかいしているもの、許可証をもたずに物品を売り歩くもの、とばく師、怠惰でみだらな生活をおくるもの、許可なく歌舞音曲などの娯楽をひとに供し金品をう

けとるもの、うらない師、こじき、よっぱらい、みだりに他人の土地で狩りをするもの……、これらのものはすべて「浮浪者」とみなされ、かれらが黒人であるときにはただちに役人に逮捕され、犯罪者として投獄されたり、重労働に服せしめられた。また、ここでは、ごく例外的に許可された場合をのぞいて、黒人は職人・職工・店主さらには他の独立自営の職にたずさわることは禁じられ、ただ農業と奴僕の仕事だけにつくことができた。農場におけるかれらの生活は、さきにルイジアナ州の場合にみたのとほとんど同じような種々の規制や罰則が定められた。こうして、かれら黒人は、奴隷制時代とかわらぬ労働を「夜明けから日没まで」しいられた。²³⁾

4

およそ、以上みてきたことは、ほんの例示であって、その他の南部諸州の“Black Codes”にも、多かれ少なかれ、ほぼこれと類似の規定を随所にみいだすことができる。しかし、ここで、ひとおことわりしておかなければならないことは、これらの規制や制限は、私が私なりに法文にあらわれたところを適宜整理してしめしたものであって、それがじっさいにどの程度まで現実に実施されていたかはおのずから別問題であり、この問題はまたもうひとつ別のもっと大きな作業にぞくする。それをあきらかにするには、なによりも当時の社会経済事情、さらには黒人をはじめとした“Black Codes”反対勢力の諸活動、たとえば解放黒人管理局 Freedmen's Bureau の仕事などが十分に検討されねばならないであろう。

それはさておき、それではそのような“Black Codes”について、こんにちの南部史家は、いったい、どのようなうけとめ方をしているであろう

23) Fleming, *op. cit.*, pp. 294~311. なお、“Apprentice Law”や“Vagrancy Law”にかんする以上の説明のなかで、「労働者」、「賃銀」などの言葉が散見されるが、これは原史料で用いられている“laborer”, “wage”をそのまま使用したのであって、経済学上の語の厳密な意味における用法ではない。ここで用いられている「労働者」や「賃銀」を、経済学上のカテゴリーとしてどのように規定するか、それじたいが今後解明せらるべき独立の重要課題である。

22) Logan, Rayford W., *The Negro People in the United States*, pp. 109~110 (Document, No. 2)

か。ここでは、主として南北戦争・再建の研究史上「南部派」ないしは「改訂派」にぞくする 2, 3 のひとびとの見解を、ごく簡単にみておこう。というのは、南北戦争・再建にかんする研究は、かれらの精力的な業績を中心にして、ひろくおしすすめられているというのが、学界の現状だからである。

これらの歴史家たちに共通した大きな特徴は、ある意味では当然のことながら、ひとことでいえば、“Black Codes”の推進者、したがって旧奴隷所有者＝プランターにたいする同情・擁護的立場と黒人にたいする蔑視・人種差別的立場とが表裏一体となってあらわされていることである。たとえば、シムキンス T. B. Simkins は、“Black Codes”がそもそも旧奴隷所有者の権益をまもるためになされたものであることを、いちおう、みとめたそぶりをしめしながら、しかし、はっきりと、こうのべている。「これらの法律の制定者たちには、黒人を圧迫しようとする意識は少しもなかった。かれらは、これらの法律の主眼点が、黒人が以前にはけっしてもっていなかった諸権利をひろく黒人にあたえることにあるのだと、こころからおもっていた。かれらにとっては、かれらが黒人にあたえようとしていた自由のほうが、黒人にくわえようとしていた制限よりも大きかったのである²⁴⁾」と。また、これとほとんど同じ語調をもって、クウルター M. E. Coulter も、「立法者たちのこころにあった基本目的が、黒人をおくれた状態にとどめたり、奴隷制度のなかにおしもどしたりすることではなくて、黒人のしあわせを増すことにあったことは、疑うべくもない」と、いつている。このようなクウルターの見解は、かれが“Black Codes”制定にいたる経緯について説明しているつぎのような黒人観とひとつに結びついていた。すなわち、かれによれば、かつて黒人は奴隷つまり所有者の財産であった。そのような黒人は、もちろん、市民的にも政治的にも、なにひとつ権利などもってはいようはずがない。解放されたとはいえ、黒人はまだ市民ではなかった。したがって、そうした黒人をつねに自由であったひとび

24) Simkins, *op. cit.*, p. 267.

とのなかで、自由な市民としての責任をはたしながら生活できるようにそだてあげることが、旧奴隷所有者にとってもっとも重要な課題であって、そのために“Black Codes”は制定されたのだ、と²⁵⁾。

同じことをランドル J. G. Randall は、自分の家のなかを整理しなければならなかった南部諸州にとって、“Black Codes”は「社会的にも政治的にもなくてはならぬもの」であったとのべ、「もしも、南部でこれらの法律がつくられていなかったならば、大混乱がおこっていたであろう」ともかいている。かれの場合も、“Black Codes”は「黒人の権利を制限するためではなく、それを拡張するため」のものであり、したがって、これらの法律は多分に「黒人保護法」として制定されたという確乎たる認識にたっている。²⁶⁾

こうした見解は、私が“Black Codes”について整理した内容とはほど遠く、フィリップス U. B. Phillips が Ante-Bellum South の生活と労働を論じた半古典的な書物のなかで、プランテーションを黒人奴隷を開明にみちびくための「学校」であるとよんだ²⁷⁾のと軌を一にしている。しかし、そこには、南北戦争・再建にかんする、かれらのより一般的で基本的な接近方法が端的かつ集約的に提示されているのであって、このことじたい、とくに異とするにたりない。すでに、私がしめした内容からも判断できるように、“Black Codes”は、なによりも、内戦の最大の果実であった奴隷解放令により、いまや「永遠に自由である」とされた 400 万余の黒人を、依然としてかつての奴隷制時代とほとんどかわらない不自由労働力として土地——プランテーションに緊縛し Schollenbindung, 強制労働や不払労働に従事せしめることを主眼として制定されたものであった。当時、黒人たちの多くは、「自由」をもとめて、よりよき職につくため、また、はなればなれにされていた

25) Coulter, Merton E., *The South During Reconstruction, 1865~1877*, p. 38.

26) Randall, J. G., *The Civil War and Reconstruction*, pp. 726~727.

27) Phillips, Ulrich B., *Life and Labor in the Old South*, p. 198.

家族をさがすため、もといいたプランテーションをすてて南部各地をさまよい歩いていた。旧奴隷所有者＝プランターは、まず、こうした黒人たちをとりもどし、労働力の安定をはからなければならなかったのである。

だが、こうした経済的理由だけが“Black Codes”をうみだしたのではない。解放された黒人たちは、法のまえにおける自由はそれを支えるにたる物質的基礎をえてはじめて真の自由となるものであることを肌で感じとっていた。かれらが内戦中からおしすすめてきた土地獲得闘争をはじめとした民主化闘争が、戦後の時期にいちだんと烈しく展開されたのは、むしろ当然であった。この闘争は、やがて「40エーカーの土地と1頭のロバ！」という要求に結集された。旧奴隷所有者階級が、南部に「失われた正義」を回復し、敗戦の荒廃のなかからかつてのような南部を再建するには、なんとしても黒人にこのような大それた「不服従」をゆるしてはならなかった。“Black Codes”は、そうしたかれらの決意が具体化されたものであった。

だが、さきにも示唆したように、“Black Codes”は、そもそも成立当初から、これに反対する強力な社会勢力の抵抗に直面しなければならなかった。

この勢力は内戦の果実を少しでも実り多いものにするために、解放された黒人や貧しい白人に選挙権をはじめとするかずかずの民主主義的諸権利をあたえ、プランターの大土地を没収してこれらのひとびとに分配することによって長年のあいだかれらにたいする抑圧の手段となってきたプランテーション——奴隷制的大土地所有を根底からくつがえし、こうして旧奴隷所有者の寡頭権力を徹底的に打破することが心要だと感じていた。当然、このような社会勢力は“Black Codes”の即時無条件廃止を強く要求した。したがって、“Black Codes”をめぐる闘いは、やがてはげしく展開された南部再建過程における階級闘争の序曲をなしていたのである。

最後に、多少、視角をかえて“Black Codes”をアメリカにおける黒人差別制度の形成・発展というもっと長期的な歴史の流れのなかにおいてみるならば、南部再建の挫折ののち、アメリカ独占資本主義の成立とともに、この国の全土にわたって体系化された“Jim Crow”のプロトタイプが、すでに、ここに、はっきりとあらわれていたということ、ひとことつけくわえておく。

(付記) 本稿は昭和40年度の文部省科学研究費(各個研究)による研究報告の一部である。